

見積心得

見積書は、次に掲げる条件及び通知に掲げる条件に違反した場合、無効・失格とする。

また、見積書を一旦提出した後において、見積書の書換え、引換え又は撤回を認めない。

第1 次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- 1 見積参加資格のないものが見積した見積書
- 2 鉛筆書きによる見積書
- 3 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない見積書
- 4 あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない見積書（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない見積書を含む）
- 5 日付がない又は通知日から見積書の提出日までの期限内の日付となっていない見積書
- 6 工事（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所のいずれかが記載されていない見積書
- 7 工事（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所のいずれかが通知と一致しない見積書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）
- 8 工事において、見積書と見積内訳書の工事価格が一致しない見積書
- 9 見積書及び見積内訳書の全部または一部を提出しない者が見積した見積書
- 10 委任状を持参しない代理人が提出した見積書
- 11 同一事項の見積書の提出について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者が提出した見積書
- 12 同一人が同一事項に対して2通以上の見積書を提出した場合において、その前後を判別することができない見積書又は後発の見積書
- 13 福島県入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された場合の見積書
- 14 福島県入札制度等監視委員会において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合の見積書

第2 次に該当する見積書は失格とする。

- 1 最低制限価格が設定されている場合において、見積金額が最低制限価格を下回る見積書

第3 見積合わせ参加者は、別添「暴力団排除に関する誓約」を承諾の上、見積書の提出をしなければならない。

第4 開札の結果、最低価格の見積りをした者が複数あり、順位の決定ができない場合は、別記「見積におけるくじ」によりその順位を決定する。

<参考>

見積内訳書の作成においては、福島県入札監理課のホームページに掲載されている以下の様式に準じて行うこと。

■入札監理課ウェブサイト「工事等入札関係様式」

URL:<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-5.html>

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、見積書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

別記

見積におけるくじ

- 1 見積書の「くじの数」欄に任意の値を記入
くじを行う場合に備えて、見積書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。
なお、記入がない場合などは、下記のとおり取り扱うこととする。
 - (1) 工事等
当該年度の「福島県建設工事等請負有資格業者名簿」における有資格者コードの下3桁が記載されたものとみなす。
 - (2) 庁舎等維持管理業務
当該年度の「庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿」における登録番号の下3桁が記載されたものとみなす。
 - (3) 不動産鑑定評価業務
不動産業者登録名簿の数字が記載されたものとみなす。
 - (4) その他（登記事務委託等）
見積合わせ参加者の電話番号の下3桁の数値が記載されたものとみなす。

- 2 くじの手順
 - (1) 下記ア～エにより見積合わせ参加者にくじ番号（0、1、2…）を付与する。
 - ア 工事等
有資格者コードの小さい者から順に
 - イ 庁舎等維持管理業務
登録番号の小さい者から順に
 - ウ 不動産鑑定評価業務
不動産業者登録名簿の数字の小さい者から順に
 - エ その他
電話番号の小さい者から順に
 - (2) 同額見積の見積書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を見積書の数で除算し、余りを算出する。
 - (3) 上記（2）の計算結果による余りと一致した上記（1）のくじ番号の見積合わせ参加者を最上位とする。
 - (4) 最上位のくじ番号に1を足したくじ番号の見積合わせ参加者を2順位とする。この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を2順位とする。
 - (5) 2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の見積参加者を3順位とする。この場合において、2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を3順位とする。
 - (6) 4順位以下は（5）の規定に準じて順位を決定する。

【例】見積合わせ参加者3名が同額入札の場合

- ① 有資格者コード順にくじ番号を付与する。

A社（有資格者コード 100980111）………… くじ番号 0

B社（有資格者コード 100980333）………… くじ番号 1

C社（有資格者コード 100985555）………… くじ番号 2

- ② くじの数の和を求め、同額見積者数で除算し、余りを算定する。

A社（くじの数 123） 合計（123+456+791=1370）

B社（くじの数 456）

C社（くじの数 791） 余り（1370÷3=456…余り2）

- ③ 順位の決定

最上位は、余りの2と一致するくじ番号であるC社

2順位は、2+1=3のくじ番号が存在しないので、くじ番号0のA社

3順位は、0+1=1と一致するくじ番号であるB社